

別表第1（第4条関係）

条例第8条第3号の規則で定める基準（公益上必要な施設等の基準）

区分	基準
表示個数	1施設又は1物件につき1個であること。
表示面積	0.5平方メートル以内であること。 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以内であること。
その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

別表第2（第5条関係）

条例第9条第1号の規則で定める基準（自家用広告物等（広告旗を除く。）の基準）

区分	禁止地域等における基準	許可地域等における基準
表示又は設置個数	営業所等につき3個以内であること。	営業所等につき5個以内であること。
表示面積	合計10平方メートル以内であること。ただし、条例第6条第6号に規定する区域においては、1個当たり5平方メートル以内で、かつ、合計10平方メートル以内であること。	合計10平方メートル以内であること。
道路への突出幅	1メートル以内であること。	1メートル以内であること。
広告物等の高さ、広告物等の上端までの高さ	<p>「野立広告板」「野立広告塔」 条例第6条第6号に規定する区域の場合 地上から10メートル以下であること。</p> <p>「突出広告」 ア 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき策定された新発田市景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」における「歴史景観重要道路沿いの敷地」の場合 地上から10メートル以下であること。</p> <p>イ 景観計画に定められた「公共施設区域」における「歴史景観重要道路沿いの敷地」の場合 地上から24メートル以下であること。</p>	<p>「野立広告板」「野立広告塔」 景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」「公共施設区域」「沿道景観エリア」の場合 地上から10メートル以下であること。</p> <p>「屋上広告」 ア 景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」の場合 広告物等の上端までの高さは、地上から12メートル以下で、かつ、広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>イ 景観計画に定められた「公共施設区域」の場合 広告物等の上端までの高さは、地上から24メートル以下で、かつ、広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>ウ その他の場合 広告物等の上端までの高さは、地上から52メートル以下で、かつ、広告物等の高さは20メートル以下で、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下である</p>

		<p>こと。</p> <p>「突出広告」</p> <p>ア 景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」の場合 地上から12メートル以下であること。</p> <p>イ 景観計画に定められた「公共施設区域」の場合 地上から24メートル以下であること。</p>
広告物等の下端までの高さ	歩道上の場合 地上から2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から4.5メートル以上であること。	歩道上の場合 地上から2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から4.5メートル以上であること。
形態・意匠	条例第6条第6号に規定する区域においては、歴史的景観と調和したものであること。	
色彩	条例第6条第6号に規定する区域においては、鮮やかでけばけばしい色でないこと。	
その他	(1) 屋上以外の場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 (3) 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	(1) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 (2) 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

注 「営業所等」とは、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場をいう。

別表第3(第5条関係)

条例第9条第1号の規則で定める基準(自家用広告物等(広告旗に限る。)の基準)

区分	基準
表示又は設置個数	住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場につき10個以内であること。
大きさ(支柱を除く。)	1個当たり縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
表示面積	1個当たり1平方メートル以内であること。
その他	<p>道路上に突き出さないものであること。</p> <p>自己の事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等にあつては、営業時間内に限り表示し、又は設置するものであること。</p> <p>蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。</p> <p>色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>

別表第4(第5条関係)

条例第9条第2号の規則で定める基準(管理用広告物等の基準)

区分	基準
表示又は設置個数	自己の管理する一団の土地又は1物件につき2個以内であること。
表示面積	合計10平方メートル以内であること。

その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
-----	--

別表第5(第5条関係)

条例第9条第3号の規則で定める基準(工事現場の板塀等に表示される広告物等の基準)

区分	基準
表示期間	工事期間中に限り表示されるものであること。
その他	一般の宣伝の用に供されないものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

別表第6(第5条関係)

条例第9条第8号の規則で定める基準(国等広告物等の基準)

区分	基準
国又は地方公共団体の庁舎及びその敷地に表示し、又は設置する場合	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
国又は地方公共団体の庁舎及びその敷地以外の場所に表示し、又は設置する場合	表示面積が4平方メートル以内であること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

別表第7(第6条関係)

条例第10条第2号の規則で定める基準(特定の禁止物件に係る広告物等の基準)

区分	基準
その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

別表第8(第8条関係)

条例第12条の規則で定める基準(非営利目的等の広告物等の基準)

区分	基準
表示面積	1平方メートル以内であること。
その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

別表第9(第10条関係)

条例第14条第1項の許可の基準(禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準)

区分	基準
条例11条第1号に掲げる広告物等	条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第10の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定

	<p>により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに条例第6条第6号の区域を除く。)又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。</p> <p>条例第6条第2号の区域で高速自動車国道沿線に表示し、又は設置する広告物等にあつては、当該広告物等の表示が当該高速自動車国道の通行者又は利用者に向けられたものではないこと。</p>
<p>条例11条第2号に掲げる広告物等</p>	<p>表示面積が2平方メートル以内であること。</p> <p>蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。</p> <p>色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>
<p>条例11条第3号に掲げる広告物等</p>	<p>野立広告板又は野立広告塔で、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>表示又は設置個数が住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場につき2個以内であること。</p> <p>表示面積が1個当たり1面につき2平方メートル以内で、かつ、合計4平方メートル以内であること。ただし、複数の事業者が共同で表示し、又は設置する広告物等にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。</p> <p>ア 1事業者当たり1面につき2平方メートル以内で、かつ、合計4平方メートル以内であること。</p> <p>イ 1面につき10平方メートル以内で、かつ、合計20平方メートル以内であること。</p> <p>広告物等の高さが3メートル以下であること。ただし、広告物等が定着している土地の高さが当該広告物等が面している道路の高さより低い場合は、当該道路の高さを基準として3メートル以下であること。</p> <p>表示又は設置が営業上特に必要であると認められるものであること。</p> <p>広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物の景観を損なわないものであること。</p> <p>案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するものであること。</p> <p>交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。</p> <p>道路上に突き出さないものであること。</p> <p>蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。</p> <p>色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>

別表第 10(第 10 条関係)

条例第 14 条第 1 項の許可の基準(許可地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準)

種類	区分	基準	
はり紙	表示面積	1.5 平方メートル以内であること。	
	その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
はり札等	表示面積	1.0 平方メートル以内であること。	
	その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
立看板等	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下であること。	
	その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
広告旗	大きさ(支柱を除く。)	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下であること。	
	その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
横断幕	大きさ	幅 0.9 メートル以下であること。	
	広告物等の下端までの高さ	地上から 5 メートル以上であること。	
	その他	外周に風圧に耐える措置が施されているものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
懸垂幕	大きさ	長さ 15 メートル以下、幅 1.2 メートル以下であること。	
	広告物等の下端までの高さ	地上から 5 メートル以上であること。	
	その他	外周に風圧に耐える措置が施されているものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
電柱類広告	巻き付け、又は直接塗装するもの	表示又は設置個数	柱 1 本につき 1 個以内であること。
		長さ	1.5 メートル以下であること。
		広告物等の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上であること。
		その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
	そで付けにするもの	表示又は設置個数	柱 1 本につき 1 個以内であること。
		長さ	1.5 メートル以下であること。
		突出幅	0.8 メートル以内であること。
		広告物等の下端までの高さ	歩道上の場合 地上から 2.5 メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から 4.5 メートル以上であること。
		掲出方向	原則として道路の外側であること。
		その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。

			色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
野立広告板、野立広告塔	自家用広告物等で条例第9条第1号に掲げるもの以外のもの	表示面積	50平方メートル以内であること。
		表示又は設置位置	条例第7条第9号の区域(用途地域及び家屋連たん区域を除く。)に広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、市長が指定する道路、鉄道等の敷地境界線から2メートル以上離れていること。
		広告物等の上端までの高さ	景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」「公共施設区域」「沿道景観エリア」の場合 10メートル以下であること。 ただし、景観計画に定められた「沿道景観エリア」にあって、次のいずれかに該当する場合は15メートル以下とする。 30平方メートル以内もの 複数の事業者が共同で表示し、又は設置するもの
その他		交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。	
特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの		表示又は設置個数	営業所等につき2個以内であること。ただし、広告物等を表示し、又は設置しようとする場所から特定の施設までの間に3箇所以上の交差点があり、かつ、2個の広告物等によっては特定の施設の位置又は所在を案内することが困難である場合にあっては、4個以内であること。
		表示面積	1個当たり1面につき2平方メートル以内で、かつ、合計4平方メートル以内であること。ただし、複数の事業者が共同で表示し、又は設置する広告物等にあっては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 ア 1事業者当たり1面につき2平方メートル以内で、かつ、合計4平方メートル以内であること。 イ 1面につき10平方メートル以内で、かつ、合計20平方メートル以内であること。
		広告物等の高さ	3メートル以下であること。ただし、広告物等が定着している土地の高さが当該広告物等が面している道路の高さより低い場合は、当該道路の高さを基準として3メートル以下であること。
		その他	案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するものであること。 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないものであること。 道路に突き出さないものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
前2号に掲げるもの以外のもの		表示面積	30平方メートル(条例第7条第9号の区域で高速自動車国道沿線におけるものにあつては、50平方メートル)以内であること。
		表示又は設置位置	条例第7条第9号の区域(用途地域及び家屋連たん区域を除く。)に広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、市長が指定する道路、鉄道等の敷地境界線から50メートル以上離れていること。

	<p>広告物等の相互間の距離</p> <p>条例第7条第9号の区域(用途地域及び家屋連たん区域を除く。)に広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 高速自動車国道沿線におけるものにあつては、300メートル以上であること。</p> <p>イ 市長が指定する道路、鉄道等の沿線におけるものにあつては、50メートル以上であること。</p>
	<p>広告物等の上端までの高さ</p> <p>景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」「公共施設区域」「沿道景観エリア」の場合 10メートル以下であること。</p>
	<p>その他</p> <p>蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>
屋上広告	<p>広告物等の高さ</p> <p>20メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。</p>
	<p>広告物等の上端までの高さ</p> <p>景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」の場合 地上から12メートル以下であること。 景観計画に定められた「公共施設区域」の場合 地上から24メートル以下であること。 前2号に掲げる区域以外の場合 地上から52メートル以下であること。</p>
	<p>表示面積</p> <p>30平方メートル以内(鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はこれらに類する強度をもつ建物を利用する場合を除く。)であること。</p>
	<p>その他</p> <p>(1) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 (2) 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>
壁面広告	<p>表示面積</p> <p>1壁面当たり当該壁面(窓及び開口部を含む。)の面積の2分の1以下であること。</p>
	<p>その他</p> <p>壁面の端から突き出さないものであること。 窓又は開口部をふさがないものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>
突出広告	<p>表示又は設置個数</p> <p>1壁面につき3個以内であること。</p>
	<p>道路への突出幅</p> <p>1メートル以内であること。</p>
	<p>広告物等の上端までの高さ</p> <p>景観計画に定められた「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」の場合 地上から12メートル以下であること。 景観計画に定められた「公共施設区域」の場合 地上から24メートル以下であること。</p>
	<p>広告物等の下端までの高さ</p> <p>歩道上の場合 地上から2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から4.5メートル以上であること。</p>
	<p>その他</p> <p>蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。</p>
アーチ広告	<p>広告物等の</p> <p>歩道上の場合</p>

	下端までの高さ	地上から3.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から5.0メートル以上であること。
	その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
つり下げ広告	表示面積	4平方メートル以内であること。
	広告物等の下端までの高さ	歩道上の場合 地上から2.5メートル以上であること。 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合 地上から4.5メートル以上であること。
	その他	蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。
アドバルーン	その他	長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等で表示し、主綱に十分緊結するものであること。 掲揚中に建物その他の工作物等に接触しないものであること。 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること。

注

- 1 「営業所等」とは、住所又は1つの事業所、営業所若しくは作業場をいう。
- 2 この表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、この表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。